

穂北づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、穂北づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民相互の協力と連携及び行政と協働することにより、地域住民自らが住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域（以下「地域」という。）は、おおむね穂北小学校区及び茶臼原小学校区の区域内とする。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、穂北地区館内に置く。

(活動)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の部会を設置することができる。

- (1) 総務広報部会
- (2) 子ども未来部会
- (3) ふれあい交流部会

2 前項に掲げる部会活動のほか、その目的達成のために必要な事業。

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次の者をもって組織する。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域の組織（消防団等）、地域に住所を置く事業所の職員及び団体の構成員
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 各1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、代議員構成員のうち区長会連絡協議会長、自治公民館連絡協議会長、民生委員児童委員連絡協議会長、学校・PTA関係代表者及び消防団関係代表者により構成される選考委員会において選考（部会長は、第16条第4項の規定による。）し、第13条に規定する総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会長は、部会を総括する。また、部会員の意見を集約し、役員会に提案するとともに、役員会の審議内容を部会に報告する。

4 事務局長は、会長の指揮を受け、協議会の事務及び会計を総括する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、総会において次期役員が選出されるまでの間は継続するものとする。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 事務局に若干名の事務局員を置く事ができる。

第3章 会議

(会 議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(会議の開催及び運営)

第12条 前条の総会、役員会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

2 会議は各会議の構成員の過半数以上の出席（委任状を含む）で成立する。

3 会議は公開を原則として、会議議題等は事前に周知する。

4 会議の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第13条 総会は、会員の代議員をもって構成する。

2 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時会を開催する。

3 代議員の選出基準については、別に定める。

4 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画・事業報告に関する事項

(2) 予算・決算に関する事項

(3) 規約の改廃等に関する事項

(4) 役員の承認に関する事項

(5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

5 総会の議長は会長が務めるものとする。

(総会の書面決議)

第13条の2 会長は、総会を招集することができない特別な事情があると認めるときは、書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる書面表決書により行う。書面表決書の未提出については棄権したものとみなし、白紙提出は賛成に含むものとする。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなけれ

ばならない。

(役員会)

第 15 条 役員会は、会長、副会長、部会長、事務局長で構成し、総会で決定した事項とその事務を行う。

2 役員会は、必要に応じて副部会長等を含めて拡大役員会を開催することができる。

3 役員会は、次の事項について協議する。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 年間事業計画の策定に関する事項

(3) 予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項

(4) 規約の改廃及び規則の制定又は改廃に関する事項

(5) 部会活動の支援及び助言に関する事項

(6) 行政機関等に関する案件の処理及び実行を促進する事項

(7) その他会長が必要と認める事項

(部 会)

第 16 条 部会は、地域で必要な活動方針を計画し、総会に提案する。地区や各種団体と協力し、地域住民とともに活動を行う。

2 部会員は会員の中から本人の希望または会長の指名で決定する。

3 部会には、部会長及び副部会長を若干名置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選で選出する。

(部会間の調整)

第 17 条 部会間の調整は、役員会で行う。

第 4 章 財務

(経 費)

第 18 条 協議会の運営に要する経費は、交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 19 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 雑則

(規約の変更)

第 20 条 この規約を変更するには、第 12 条の第 4 項の規定にかかわらず、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(解 散)

第 21 条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会出席者の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(委 任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年11月22日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。
- 3 平成21年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず施行の日から翌年3月31日までとする。
- 4 この規約の改正は、平成22年4月24日から施行する。(第9条関連)
- 5 この規約の改正は、平成24年4月21日から施行する。(第18条、第19条関連)
- 6 この規約の改正は、平成26年4月26日から施行する。(第15条関連)
- 7 この規約の改正は、平成27年4月25日から施行する。(第5条、第7条、第16条関連)
- 8 この規約の改正は、令和2年4月20日から施行する。(第7条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条関連)
- 9 この規約の改正は、令和3年4月19日から施行する。(第13条の2関連)
- 10 この規約の改正は、令和8年4月20日から施行する。(第5条関連)

別表1 (第13条関係 代議員)

各種団体名		人数	各種団体名		人数
1	穂北地区区長連絡協議会	14	9	食生活改善推進委員	1
2	穂北地区自治公民館連絡協議会	25	10	穂北地区猟友会	1
3	穂北地区民生委員児童委員協議会	3	11	穂北小学校	1
4	穂北地区消防団第2分団	4	12	穂北小学校PTA会長	1
5	J A関係	4	13	茶臼原小学校	1
6	穂北の子どもを育てる会	1	14	茶臼原小学校PTA会長	1
7	交通安全指導員	1	15	西都ふたば幼稚園	1
8	穂北地区体育振興会	1	16	穂北保育園	1

合計61名